

観光庁

平成29年度

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金  
(地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業)

公衆トイレの洋式化及び機能向上

【応募要領】

平成29年3月

(観光庁外客受入担当参事官室)

## 〔 目 次 〕

1. 事業の目的
2. 補助対象事業者
3. 補助対象要件
4. 補助対象経費
5. 補助率・地方財政措置
6. 公衆トイレにおける運用開始等期限
7. 事業のスキーム
8. 応募件数
9. 応募手続きの概要
10. 審査結果の通知
11. 交付決定
12. 補助金の交付
13. 交付決定後の注意事項
14. 事業評価
15. 反社会的勢力との関係が判明した場合
16. その他

## 1. 事業の目的

訪日外国人旅行者の急増により発生している課題を解決するため、以下「4. 補助対象経費」に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進することを目的とします。

本事業は、訪日外国人旅行者数4,000万人時代の達成に向け、旅行者が訪日リピーターとなっただけのよう日本で快適に過ごしていただくための環境整備の一環として、訪日外国人旅行者が利用しやすい観光地の公衆トイレ整備に要する経費の一部を補助するものです。

※本補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとします。また、その対象となる事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用される他、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱、同実施要領に従って行うものです。

## 2. 補助対象事業者

本補助金の補助対象事業者は、以下の(1)から(4)の事業者とします。

### (1) 地方公共団体

地方公共団体には、港務局を含みます。

### (2) 民間事業者

補助対象事業者となる民間事業者は、法人格を有する必要があります。

民間事業者には、公共交通事業者<sup>\*1</sup>を含みます。ただし、以下の公共交通事業者は除きます。

- ・東日本旅客鉄道株式会社
- ・東海旅客鉄道株式会社
- ・西日本旅客鉄道株式会社
- ・特定本邦航空運送事業者

また、以下の公共交通事業者については、地方部（東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域）の路線に限ります。

- ・大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者

（訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業実施要領の別添を参照のこと）

(3) 航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者

成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除きます。

(4) 協議会等<sup>※2</sup>

※1 「公共交通事業者」とは

次に掲げる者をいいます。

- ・鉄道事業法による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
- ・軌道法による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）
- ・道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
- ・海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）、同法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）、同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）及び同法第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業を営む者
- ・航空法による本邦航空運送事業者

※2 「協議会等」とは

空港法第14条第1項に規定する協議会に加えて、次に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいいます。

- ・関係する地方公共団体（港務局を含みます。）
- ・地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含みます。）
- ・その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者。

### 3. 補助対象立地要件

(1) 立地要件（地域）

訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とするとの目標実現に向けて、訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域であって、以下のいずれかの地域の市区町村に立地するもの。

- ・カテゴリⅡ以上のJNTO認定外国人観光案内所が立地する地域
- ・広域観光周遊ルート形成計画の広域観光拠点地区
- ・観光圏整備実施計画認定地域
- ・観光地魅力創造事業の認定地域
- ・「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」に基づき文化財を中核とする観光拠点の整備に

取組む地域（日本遺産を有する又は2020年までに日本遺産認定を目指す地域、歴史文化基本構想を策定済又は2020年までの策定を目指す地域等）

- ・「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルとして選定され、「国立公園ステップアッププログラム2020」の策定に取り組む地域
- ・観光立国ショーケース選定都市
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技会場立地都市
- ・ラグビーワールドカップ競技会場立地都市
- ・その他観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議が訪日外国人旅行者の受入環境整備を実施すべき地域として認めるもの

## （2）立地要件（地域内）

本補助事業の対象となる公衆トイレは、利用者を特定せず広く無料で開放している水洗トイレであって、上記（1）の地域内の、以下のⅠ）、Ⅱ）又はⅢ）のいずれかの範囲に所在するものとします。

Ⅰ）「観光スポット」内

Ⅱ）「観光スポット」の周囲

Ⅲ）「観光スポット」へのアクセス経路（周辺の施設から該当の「観光スポット」へアクセスする際の主な移動経路となるエリア）

※ 「観光スポット」とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている（と推定される）観光施設等を言います。

## （対象外の公衆トイレ）

- ・Ⅰ）、Ⅱ）、Ⅲ）の範囲に所在しない公衆トイレ
- ・Ⅰ）、Ⅱ）、Ⅲ）の範囲でも地域住民の利用が主たる公衆トイレ
- ・公共空間であっても観光スポット等の利用料を収受しなければ入場できない箇所（有料の観光施設内や鉄道駅の改札内含む）にある公衆トイレ

## 4. 補助対象経費

本補助事業の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」といいます。）は、以下のAからCの条件すべてを満たす、以下の（1）基本整備項目及び（2）追加整備項目の経費とします。ただし、（2）追加整備項目については（1）の基本整備項目を実施する場合に限り補助対象とします。

A. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

B. 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費

C. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費

## (1) 基本整備項目

- ・和式トイレの洋式化
- ・洋式トイレの増設
- ・洋式トイレの旧式から新式への交換（温水洗浄便座を設置するものに限る。）

### 【対象範囲工事】

- ・撤去工事（給排水管等の撤去・運搬及びその産廃処分費用、工事で発生した粉塵や養生物の処分費用）
- ・補修工事（養生、タイルの貼替）
- ・衛生設備工事（洋式便器の設置、給排水管の接続）※洋式トイレ等の購入費用含む
- ・内装工事（手すり、紙巻き器）
- ・建具工事（個室建具の設置）
- ・電気設備工事（便座用電源、分電盤工事）
- ・工事等に要する設計費及び工事管理費。ただし、上記工事を伴う場合に限る。

※ ここでいう旧式とは温水洗浄便座が設置できない洋式トイレとします。

※ 電源コンセント・照明器具は原則として既存設備を活用することとするが、和式トイレの洋式化等に伴い個室内への新設が必要となる場合は対象とします。

※ 既設配管の老朽化による腐食が激しい場合は、個室内へ引き込む配管の交換も対象とします。

## (2) 追加整備項目

- ・温水洗浄便座の設置（多目的トイレへの設置も含む）
- ・ハンドドライヤーの設置
- ・洗面器の設置・交換・自動水栓化
- ・化粧鏡の設置・交換
- ・小便器の設置・交換（旧式→新式）
- ・室内外照明LED化
- ・室内冷暖房の設置
- ・内壁・外壁の改修（躯体工事は除く）
- ・窓の交換
- ・入口ドアの設置・交換
- ・ピクトサインの設置や英語表記
- ・その他

### (3) 補助対象外経費

土地の取得に要する費用は対象外です。また、公衆トイレの新築、周囲の改修（周囲の舗装、アプローチのバリアフリー化、観光案内看板の設置・交換、浄化槽の設置）、建替や増改築等の躯体工事、多目的トイレ自体の設置等は対象といたしません。

### (4) 他の予算制度との整理

・国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象となりません。

〔例. 環境省：自然公園等整備事業、文化庁：文化財総合活用戦略プラン  
国土交通省：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）  
内閣府：地方創生推進交付金 等〕

ただし、交付の可能性のあったものの、交付を受けないものとなったものについては本補助金の対象となる可能性があります。

### (5) 補助金全般について

ランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費は補助対象としません。

また、本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含みます。）の他の補助金、助成金の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合は、対象外となります。後日その事実が明らかになった場合には、採択後であっても、補助金の交付を取り消す場合があります。

なお、本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含みます。）の他の補助金、助成金の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合は、対象外となります。後日その事実が明らかになった場合には、採択後であっても、補助金の交付を取り消す場合があります。

## 5. 補助率・地方財政措置

補助対象経費の3分の1以内となります。

なお、地方公共団体が事業主体となる場合には、地方財政措置が適用されます。

（一般的には、都道府県は起債充当率90%－償還金交付税措置20%、  
市町村、政令指定都市、特別区は起債充当率75%－償還金交付税措置0%。  
個々の事業に係る起債の範囲については、総務省等との協議によります。  
起債に当たっては、各地方公共団体の財政担当部署ともご相談ください。）

(参考)【総務省】地方債計画等

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/chihosai/keikaku.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/chihosai/keikaku.html)

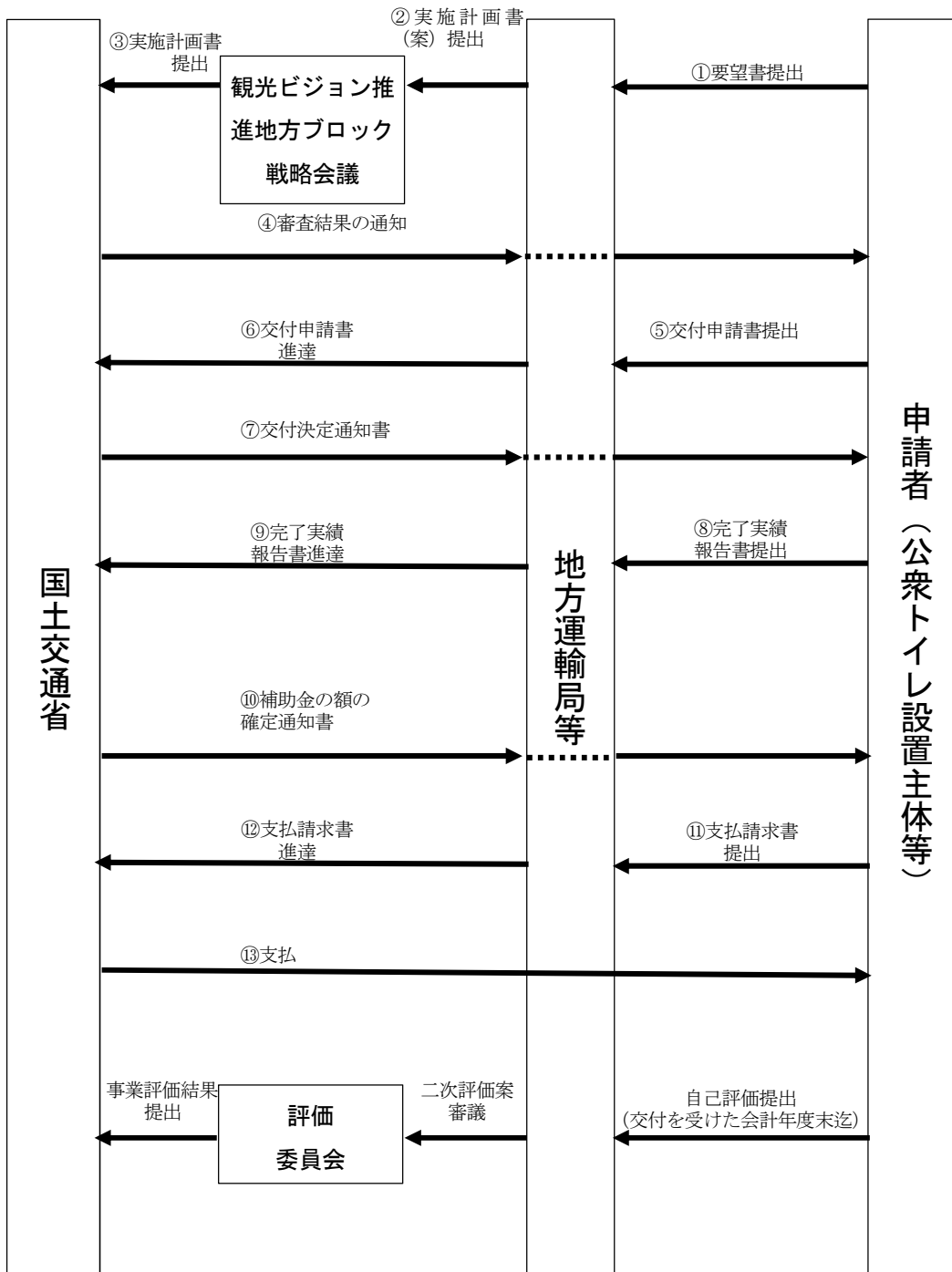
## 6. 公衆トイレにおける運用開始等期限

交付を受けた会計年度末までに自己評価（「14. 事業評価」を参照）を実施できるよう、本補助事業による訪日外国人旅行者受入環境整備を行ったうえで、公衆トイレの運用開始等を行ってください。

なお、やむを得ない事情により、本事業を年度内に完了することが困難な場合は、平成30年3月10日までに、その理由を付して、状況報告書を提出してください。



## 7. 事業のスキーム



## 8. 応募件数

応募は、一つの公衆トイレにつき、要望書提出は1件とします。(同一の設置主体が複数の公衆トイレについて応募を希望する場合は、公衆トイレごとに要望書を作成してください。)

## 9. 応募手続きの概要

### (1) 応募期間

平成29年4月3日(月)～平成29年10月31日(火) 17時 [必着]

※期間中、毎月末を応募〆切日とさせていただきます。

※審査結果の通知(内示)及び交付決定は、随時通知させていただきます。

※予算が無くなり次第、応募を終了させていただきます。

### (2) 提出先(お問い合わせ先)

■提出先(鉄道・自動車・海事に関する公共交通事業者及び港湾に関する事業者を除く)

申請者	提出先(お問い合わせ先)
北海道運輸局 観光部観光企画課	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 電話 011-290-2700 F A X 011-290-2702
東北運輸局 観光部観光企画課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 電話 022-791-7509 F A X 022-791-7538
関東運輸局 観光部観光企画課	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 電話 045-211-1255 F A X 045-211-7270
北陸信越運輸局 観光部観光企画課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館 電話 025-285-9181 F A X 025-285-9172
中部運輸局 観光部観光企画課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 電話 052-952-8045 F A X 052-952-8087
近畿運輸局 観光部観光企画課	〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 電話 06-6949-6466 F A X 06-6949-6135
中国運輸局 観光部観光地域振興課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 電話 082-228-8703 F A X 082-228-9412
四国運輸局 観光部観光企画課	〒760-0068 高松市松島町1-17-33 松島町庁舎 電話 087-835-6357 F A X 087-835-6373
九州運輸局 観光部観光企画課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 電話 092-472-2330 F A X 092-472-2334

沖縄総合事務局 運輸部企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話 098-866-1812 F A X 098-860-2369
-------------------	---

■提出先（鉄道に関する公共交通事業者）

申請者	提出先（お問い合わせ先）
北海道運輸局 鉄道部計画課	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 電話 011-290-2731 F A X 011-290-2717
東北運輸局 鉄道部計画課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 電話 022-791-7526 F A X 022-299-8810
関東運輸局 鉄道部計画課	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 電話 045-211-7243 F A X 045-212-2011
北陸信越運輸局 鉄道部計画課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館 電話 025-285-9153 F A X 025-285-9173
中部運輸局 鉄道部計画課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 電話 052-952-8033 F A X 052-952-8086
近畿運輸局 鉄道部計画課	〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 電話 06-6949-6442 F A X 06-6949-6529
中国運輸局 鉄道部計画課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 電話 082-228-8797 F A X 082-228-9411
四国運輸局 鉄道部計画課	〒760-0064 高松市朝日新町1-30 高松港湾合同庁舎4階 電話 087-825-1178 F A X 087-823-8846
九州運輸局 鉄道部計画課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 電話 092-472-4051 F A X 092-472-2353
沖縄総合事務局 運輸部陸上交通課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話 098-866-1836 F A X 098-860-2369

■提出先（自動車に関する公共交通事業者）

申請者	提出先（お問い合わせ先）
北海道運輸局 自動車交通部 旅客第一課	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 電話 011-290-2741 F A X 011-290-2704
東北運輸局 自動車交通部 旅客第一課（バス） 旅客第二課（タクシー）	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 （バス）電話 022-791-7529 F A X 022-299-0940 （タクシー）電話 022-791-7530 F A X 022-299-0940
関東運輸局 自動車交通部	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 （バス）電話 045-211-7245 F A X 045-201-8802

旅客第一課 (バス) 旅客第二課 (タクシー)	(タクシー) 電話 045-211-7246 F A X 045-201-8802
北陸信越運輸局 自動車交通部 旅客課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館 電話 025-285-9154 F A X 025-285-9174
中部運輸局 自動車交通部 旅客第一課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館 電話 052-952-8035 F A X 052-952-8016
近畿運輸局 自動車交通部 旅客第一課	〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 電話 06-6949-6445 F A X 06-6949-6531
中国運輸局 自動車交通部 旅客第一課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 電話 082-228-3436 F A X 082-228-3452
四国運輸局 自動車交通部 旅客第一課	〒760-0068 高松市松島町 1-17-33 高松第 2 地方合同庁舎 電話 087-835-6363 F A X 087-861-8773
九州運輸局 自動車交通部 旅客第一課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 電話 092-472-2521 F A X 092-472-3616
沖縄総合事務局 運輸部陸上交通課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 電話 098-866-1836 F A X 098-860-2369

■提出先（海事に関する公共交通事業者）

申請者	提出先（お問い合わせ先）
北海道運輸局 海事振興部 旅客・船舶産業課	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 丁目 札幌第 2 合同庁舎 電話 011-290-1011 F A X 011-290-1021
東北運輸局 海事振興部 海事産業課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1 電話 022-791-7512 F A X 022-299-8875
関東運輸局 海事振興部旅客課	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 電話 045-211-7214 F A X 045-201-8788
北陸信越運輸局 海事部海事産業課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館 電話 025-285-9156 F A X 025-285-9176
中部運輸局 海事振興部旅客課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館 電話 052-952-8013 F A X 052-952-8084

近畿運輸局 海事振興部旅客課	〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 電話 06-6949-6416 F A X 06-6949-6457
神戸運輸監理部 海事振興部旅客課	〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎 電話 078-321-3146 F A X 078-321-7026
中国運輸局 海事振興部旅客課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 電話 082-228-3679 F A X 082-228-7309
四国運輸局 海事振興部旅客課	〒760-0064 高松市朝日新町 1-30 高松港湾合同庁舎 電話 087-825-1182 F A X 087-821-6319
九州運輸局 海事振興部旅客課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 電話 092-472-3155 F A X 092-472-3301
沖縄総合事務局 運輸部総務運航課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 電話 098-866-1836 F A X 098-860-2369

■提出先（港湾に関する事業者）

申請者	提出先（お問い合わせ先）
北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課	〒060-8511 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 電話 011-709-2137 F A X 011-709-2147
東北地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室	〒980-8602 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟 電話 022-716-0005 F A X 022-716-0017
関東地方整備局 港湾空港部 港湾計画課	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 電話 045-211-7416 F A X 045-211-0204
北陸地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室	〒950-8801 新潟市中央区美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎 1 号館 電話 025-370-6706 F A X 025-280-8783
中部地方整備局 港湾空港部 港湾計画課	〒460-8517 名古屋市中区丸の内 2-1-36 NUP・フジサワ丸の内ビル内 電話 052-209-6323 F A X 052-203-9739
近畿地方整備局 港湾空港部 港湾計画課	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎 電話 078-391-8361 F A X 078-325-8288
中国地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室	〒730-0004 広島市中区東白島町 14-15 N T T クレド白島ビル 電話 082-511-3928 F A X 082-511-3910

四国地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室	〒760-8554 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 電話 087-811-8360 F A X 087-811-8426
九州地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎 電話 092-418-3379 F A X 092-418-3037
沖縄総合事務局 開発建設部 港湾計画課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 電話 098-866-1906 F A X 098-861-9916
北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課	〒060-8511 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 電話 011-709-2137 F A X 011-709-2147

### (3) 提出書類等

#### ①要望書（正本 1 部・副本 1 部）

- ・本募集で指定する要望書様式（別紙様式を含む。）を必ず使用してください。
- ・要望書様式及び別紙 1、別紙 1－2 は、必ず記入してください。
- ・公衆トイレ全体の写真及び、改修や設備等を取り付けようとする箇所等の写真をご用意ください。

#### ②設計図、図面等（正本 1 部・副本 1 部）

- ・設計図面（改修箇所等をお示しください。）

#### ③公衆トイレと観光スポットの位置関係がわかる地図等

- ・「観光スポット内の公衆トイレ」の場合は、観光スポットの場所がわかる地図と、トイレの位置がわかる観光スポットの見取り図等をご用意ください。
- ・「観光スポットの周囲にある公衆トイレ」の場合は、観光スポットと公衆トイレの位置がわかる地図等をご用意ください。
- ・「観光スポットへのアクセス経路にある公衆トイレ」の場合は、周辺の施設等から該当の観光スポットへアクセスする際の移動経路及び公衆トイレの位置がわかる地図等をご用意ください。

#### ④補助対象経費の算出基礎となる見積書などの資料（正本 1 部・副本 1 部）

- ・複数の事業者からの見積書をご用意ください。
- ・複数の事業者からの見積書を用意することが難しい場合は、客観的に経費が妥当であると認められる資料をご用意ください。
- ・補助対象の概要が分かる資料（工事積算資料、商品パンフレット、カタログ等）

- ⑤地方公共団体等の補助（予定）額等を確認できる資料等（正本1部・副本1部）
- ・経費の一部に地方公共団体等からの補助金を見込んでいる場合は、その交付決定書等をご用意ください。
  - ・地方公共団体が事業主体の場合は、その予算書（案）をご用意ください。
- ⑥2ヶ月分の利用水量がわかる書類。ただし、直近1年以内のものに限る。
- ・水道局からの水道使用量の通知の写し等
- ⑦上記①～⑥の電子データ（1部）
- ・CD-R等の記録媒体又は電子メールにより①～⑥の電子データをご提出ください。  
①についてはエクセル形式で、②～⑥についてはPDF形式で、提出をお願いいたします。
  - ・CD-R等の記録媒体又は電子メールにより①～⑥までのデータを1つにまとめたPDF形式のファイルも、併せて提出をお願いいたします。

#### （4）提出方法

書類等の提出は、郵便又は宅配便等で行ってください。

なお、提出の際は、封筒等の表面に「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業（公衆トイレの整備・改良）」と朱書きしてください。

#### （5）その他

- ・書類等は、配達されたことが証明（確認）できる方法（郵便の場合にあっては、簡易書留、特定記録等）によってお送りください。
- ・提出された書類等は返却いたしません。
- ・書類等の作成、送付等に係る費用は応募者の負担となります。

## 10. 審査結果の通知

審査の結果は、国土交通省より地方運輸局等を通じて通知いたします。

## 11. 交付決定

審査結果通知後、補助金交付申請書の提出等、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

補助金の交付予定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書により正式に決定、通知します。交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付申請額より減額となる場合がありますので、ご注意ください。

- ・補助金交付申請書等、所定の様式は、補助交付申請者へ改めて通知いたします。
- ・補助金交付申請書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額<sup>※</sup>を原則、減額して記載するものとします。
- ・なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合にあっても、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

※ 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

## 12. 補助金の交付

補助金の交付については、補助事業の完了後、1か月を経過した日または補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出していただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります。

- ・補助金の交付までには、完了実績報告書の提出後2～3ヶ月程度かかります。
- ・補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- ・なお、虚偽の申請が発覚した場合は、採択後であっても該当事業者の補助金の交付を取り消す場合があります。
- ・完了実績報告書提出時には、着工前の写真と着工後の写真、契約書や請求書等による実際に要した経費が分かる資料等の添付が必要となります。



### 13. 交付決定後の注意事項

#### (1) 補助対象事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の内容若しくは配分を変更しようとする場合等には、事前に大臣の承認を受けなければなりません。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りではありません。(訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱(平成28年2月29日(最終改正平成29年3月15日))第80条第1項第1号参照)また、交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければなりません。

#### (2) 状況報告

補助事業期間中において、大臣の要求があつた場合には、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければなりません。

#### (3) 補助事業に関する書類の管理等

補助事業に関する書類については、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第88条第2項に基づき、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。

#### (4) 取得財産の管理等

補助事業において取得した財産については善良なる管理者の注意をもって取得財産管理台帳を備え、適切に管理していただきます。

取得価額又は効用の増加価格が1件当たり50万円を超える機械及び重要な器具又は告示(平成22年国土交通省告示第505号(ただし、同告示が改正された場合は改正後の告示))により定められたものの取得財産については、事業終了後も一定期間において、その処分等につき大臣の承認を受けなければなりません。なお、承認後に処分等を行い、収入があつたときには、補助金の一部を返納してもらうことがあります。

#### (5) 立入検査

本事業の進捗状況確認のため、国土交通省・地方運輸局等が実地検査に入ることがあります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

## 1 4. 事業評価

本事業について、補助対象事業者は、自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」といいます。）を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末までに、地方運輸局等に報告する必要があります。

地方運輸局等は自己評価等を基に二次評価を行い、補助対象事業者に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求めます。補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて、後続事業又は地域の取組等に反映していただきます。

なお、自己評価の結果報告に関する記載方法等については、補助交付申請者へ改めて通知いたします。

## 15. 反社会的勢力との関係が判明した場合

- (1) 補助申請者は、反社会的勢力との関係がないことを誓約いただいたものとします。  
反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。
- ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業
  - ⑤総会屋等 ⑥社会運動等標ぼうゴロ ⑦特殊知能暴力集団等
  - ⑧①～⑦に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
    - (イ) ①～⑦に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
    - (ロ) ①～⑦に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
    - (ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって①～⑦に掲げる者を利用したと認められること。
    - (ニ) ①～⑦に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
    - (ホ) その他①～⑦に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。
- (2) 応募者（代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後に判明した場合であっても、採択や交付決定を取り消します。
- (3) また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、(2)と同様の取扱とします。
- ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて国土交通省の信用を棄損し、又は国土交通省の業務を妨害する行為
  - ⑤その他①～④に準ずる行為

## 16. その他

### (1) 個人情報の管理

本補助対象事業への応募に係る提出書類等により取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・本補助対象事業における補助対象事業者の審査・選考・事業管理のため(審査には、国(独立行政法人を含む。))及び申請書記載の金融機関等に対し、当該機関の実施する補助金、助成金の交付又は応募内容の異同の判断のため、情報提供する場合を含む。)
- ・採択後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

### (2) 政治資金規正法

政治資金規正法第22条の3第1項の規定により、国から一定の補助金等(ただし、試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄附制限の例外として除かれています)の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業)」は、上記の寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)には該当しません。

#### ○政治資金規正法(昭和23年法律第194号)(抄)

(寄附の質的制限)

第二十二條の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法(平成六年法律第五号)第三条第一項の規定による政党交付金(同法第二十七條第一項の規定による特定交付金を含む。))を除く。第四項において同じ。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。)を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2～6 (略)